

(入間川ニュータウン)
お客様各位



武蔵野瓦斯株式会社

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南2-10-1

TEL 049-294-0227

FAX 049-295-2291

令和8年10月検針分のガス料金のお知らせ

いつも武蔵野ガスをご愛顧いただき、ありがとうございます。

原料費調整制度にもとづき、令和8年10月検針分の単位料金が調整されます。

単位料金の見直しの内容および令和8年10月検針分に適用されますガス料金は以下の通りとなります。

1. 単位料金の見直しの内容

(1) 令和8年5月～令和8年7月の平均原料価格

123,050円 (貿易統計より算出)

(2) 原料価格変動額の算定

令和8年5月～令和8年7月 の平均原料価格		基準平均原料価格		
123,050円	－	62,760円	=	60,290円
				↓
				60,200円
				(100円未満切り捨て)

(3) 単位料金の単価調整額の算定

基準平均原料価格に対する令和8年5月～令和8年7月の平均原料価格から算出される原料価格変動額は(2)のとおりとなりましたので、単位料金は次のように調整いたします。

今月分単位料金調整額				
原料価格変動額	/100 × 0.210 × (1+消費税率)	=	単位料金調整額	
60,200	/100 × 0.210 × (1+0.10)	=	139.06	
〔 前月分単位料金調整額				
58,400	/100 × 0.210 × (1+0.10)	=	134.90	〕

2. 令和8年10月検針分に適用される料金表

契約種別	基本料金 (1ヶ月あたり)	調整後の単位料金 (1m ³ あたり)
一般契約A表 (1ヶ月のご使用量8m ³ までの場合)	1,897.94円 (税込)	616.44円 (税込)
一般契約B表 (1ヶ月のご使用量8m ³ をこえ30m ³ までの場合)	2,304.94円 (税込)	565.57円 (税込)
一般契約C表 (1ヶ月のご使用量30m ³ をこえる場合)	3,847.80円 (税込)	514.14円 (税込)

3. ガス料金の算定方法

毎月のガス料金の算定方法は下記のとおりとなります。

早収料金 = 基本料金 (税込) + 基準単位料金 (税込) × 毎月のガスご使用量